

私は、先日より入院でドクターストップとなり、本分科会を欠席することをお許し下さい。

さて、本日の「資料4」の中に「離島漁業再生支援交付金」が添えられていますが、この交付金の今後の課題について一言お願いを申し上げさせていただきます。

すでにご承知のとおり、2000年より「中山間地農家への直接支払」がスタートしました。この度、私たちが待ちこがれていた漁村版が離島でスタートしたことと関係者のご努力に敬意を表したいと思います。私も「漁村の多面的な機能」に関する基礎調査や学会の審議にも一部参加させていただきました。

すでに7年を経過した「中山間地域直接支払交付金」の事例の中には、私たちの予想をはるかに超える「社会的（コミュニティ再生）効果」を挙げている事例もかなりみられつつあります。

私の住む広島県の安芸高田市川根地区（約180戸）では、集落協定の参加率がなんと180%に達しており、おそらく日本トップの水準にあります。つまり、地区の非農家が全戸参加して、環境整備・再生活動やコミュニティ活動を展開し、都会住民もかなり参加しています。この川根地区のある旧高宮町には、かつて「地方制度調査会小委員会」の現地調査団も訪れ、その答申に大きなインパクトを与えたと言われています。

「離島漁業再生支援交付金」については、すでに北海道、新潟県、長崎県の活用状況が報告されています（ex.「しま」No.204など）が、今後は「漁村の環境整備・再生」、「都市・離島漁村交流」などの分野もより一層促進されてほしいと願っています。さらに、これまでの私の調査の中でも、例えば都市住民による秩序あるスキューバダイビングなどの実践によって漁業者や漁協の「資源管理の意識や能力」が格段に向上した事例もみられました。

まとめますと、先般「離島振興基本方針」の中で、グローバルな「離島の国家的・地理的位置付け」が明示され、その中における「地域の創意工夫」を支援することとされましたが、まさに「離島漁業再生支援交付金」は、「中山間地域直接支払交付金」と同じように、住民と都市住民の交流も含めた21世紀型の新しい漁村コミュニティ再生のための重要なローカルな担保と位置づけることができると思います。そのためにも、関係の皆様方の今後のより一層のご理解とご支援をお願いして、私のコメントといたします。

平成18年2月21日

地井 昭夫